明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○専修学校設置基準の一部を改正する省令（**文部科学**五）　二
○教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（**同**六）　四
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一五）　五
○建築動態統計調査規則の一部を改正する省令（**国土交通**四）　七
○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（**同**五）　九
〔規　則〕
○人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―二四―一九）　三
○人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―五四―一〇）　三
○人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―八〇―六）　三
○人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―八九―六）　四
○人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（**同**一五―一四―四一）　云
○労働委員会規則の一部を改正する規則（**中央労働委**一）　云
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件の一部を訂正する件（**総務**四〇）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**四一）　元
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**四二）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**四三）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**四四）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、要旨（平成二十五年分～令和三年分）を公表する件（**同**四五）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分・平成二十八年分・令和元年分～令和四年分）を公表する件（**同**四六）　三
○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（**文部科学**八）　三
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（**同**九）　三
○健康保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可した件（**厚生労働**五〇）　三
○船員保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間及び控除率の変更について認可した件（**同**五一）　三
○日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件（**同**五二）　三
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**同**五三）　三
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**同**五四）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（**同**五五）　四
○厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件（**同**五六）　四
○登録講習機関の登録の件（**国土交通**一四一）　四
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**一四二）　四
○安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等を定める等の件（**同**一四三）　四
○ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示（**同**一四四）　四
○窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件（**環境**三）　四
○道路に関する件（**東北地方整備局**一七、一八）　四
○道路に関する件（**関東地方整備局**六二～六四）　四
○都市計画に関する件（**中国地方整備局**一三）　四
○道路に関する件（**同**一四）　四
○道路に関する件（**九州地方整備局**三一、三二）　四
○道路に関する件（**北海道開発局**一四、一五）　四
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**一）　四

（以下次のページへ続く）